

開発行為許可通知書を受け取ったかたへ

○開発行為許可を受けられたかたは今後、以下の事項にご注意ください。

- ※注意 開発行為の許可を受けて工事が完了し、完了検査・完了公告（都市計画法第36条）後でなければ建築物を建築することができません。
完了公告前に建築物の建築に着手したい場合は、公告前の建築等承認（都市計画法第37条）が必要となります。

1. 工事の現場について

（狭山市都市計画区域における開発行為等の規則に関する規則関係、以下狭山市規則という。）

工事の現場については、災害防止、事故防止等に努めることのほかに、次の事項を厳守してください。

- I. 工事の現場には、設計図書を備えてください。
- II. 工程の主要部分は、写真で記録してください。
- III. 工事の現場には、次の標識により、見やすい箇所に許可があった旨を掲示してください。

様式第4号（3条関係）

都市計画法に基づく 開発行為の許可標識	
開発許可年月日・許可番号	令和 年 月 日 第 号
許可を受けた者	住所
	氏名
工事施行者	住所
	氏名
開発行為に含まれる地域の名称	TEL
工事施行面積	
予定建築物	
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
設計者	氏名
	連絡先
現場管理者	氏名
	連絡先
TEL	

60 cm 以上

50 cm 以上

※材料は、雨風に耐えられる木板又は金属板にしてください。

2. 工事着手届 (狭山市規則第3条)

開発行為の許可を受領後に開発行為に関する工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書を提出してください。

提出部数 1部 添付書類 ①案内図

様式第3号 (第3条関係)

工 事 着 手 届 出 書	
令和 年 月 日	
(あて先) 狭山市長	
届出者 住所 氏名 印	
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
さきに許可を受けた開発行為について、工事に着手したので、狭山市都市計画区域における開発行為等の規制に関する規則第3条第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
開発許可年月日・許可番号	令和 年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日	令和 年 月 日
工事完了予定年月日	令和 年 月 日
工事施行者	住 所
	氏 名
設 計 者	氏 名
	連 絡 先
現 場 管 理 者	氏 名
	連 絡 先
※ 受 付	※ そ の 他 必 要 な 事 項

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

3. 工事完了届（都市計画法第36条）（狭山市規則第5条）

開発許可を受けた工事が完了したときは、国土交通省令において定める工事完了届出書を1部提出して完了検査を受けてください。添付図書は次のとおりです。

なお、④ 確定測量図は別途 1部 提出してください。

- ① 案内図 ② 公図の写し ③ 工事の工程写真 ④ 確定測量図(縮尺 1:300 以上)
- ⑤ 土地利用計画図 ⑥ 開発許可通知書、開発変更許可通知書の写し ⑦ 公共下水道管に接続した場合「排水設備等工事検査済証」の写し

○工事の工程写真とは次のとおりです。

1. 雨水処理施設

雨水浸透マス・・・掘削幅・深さ、透水シート及び4号単粒度砕石の布設、マスの設置等の工程・スケールが確認できる写真

トレンチ・・・・掘削幅・深さ、透水シート及び4号単粒度砕石の布設、有孔管管口フィルター(スクリーン)、浸透マスの設置等の工程・スケールが確認できる写真

2. 外構（すべての方向）、境界石等が確認できる写真

3. 一般下水道管・側溝接続の場合は、最終マスの施工及び設置状況が確認できる写真

別記様式第四（都市計画法施行規則第29条関係）

工事完了届出書		令和 年 月 日
(あて先) 狭山市長		印
届出者 住所 氏名		年 月 日
<p>都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
1. 工事完了年月日		令和 年 月 日
2. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称		
※ 受付番号	令和 年 月 日 第 号	
※ 検査年月日	令和 年 月 日	
※ 検査結果	合 否	
※ 検査済証番号	令和 年 月 日 第 号	
※ 工事完了公告年月日	令和 年 月 日	
備考 ※印のある欄は記載しないこと。		

4. 検査済証の交付（都市計画法第36条）

完了検査において、開発行為許可の内容と工事が適合していたときは検査済証を交付します。

5. 完了公告（都市計画法第36条）

市は、4の検査済証を交付後に工事が完了した旨の公告を行います。この公告があつて始めて公告前の建築等承認申請（都市計画法第37条）で承認を受けた建築物を使用することができます。